

仕送り額とは

家族が別居している場合は、被保険者が継続的に仕送りをし、その家族の生活費のほとんどを主として負担している事実が必要になります。生活費としての仕送りであることから、家族(被扶養者)へ毎月定期的に基準額以上の金額を仕送りしている必要があります。

- ※賞与時の一括送金・不足時送金、手渡しの場合は認定できません。
- ※送金を確認できるもの(銀行の振込み明細書または通帳のコピー)が必要です。
- ※認定を得るために必要以上の送金をしているだけと判断する場合には認定できません。

当健保組合では、毎年被扶養者認定の見直し(検認)を実施しています。
別居をしている方に対しては、被保険者との生計維持を確認するために「送金を確認できるもの」を提出いただきます。その際に提出できない場合は認定を取り消すこととなりますので、ご了承ください。